

○財務省告示第二百九十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十五年八月八日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年九月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第九 回、第一百十一回、第一百十八回、 第一百十九回、第二百二十五回、第 百二十六回、第二百二十七回、第 百三十一回、第三百十三回及び 第三百四十一回）及び利付国庫債 券（三十年）（第二回、第三回、 第四回、第五回、第六回、第九 回、第十三回、第十五回、第十 六回、第十七回、第十九回、第 二十一回、第二十二回、第二十 三回、第二十四回、第二十五回、 第二十七回、第三十回、第三十 一回、第三十二回、第三十三回、 第三十四回及び第三十七回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す			

（（利 回第二付 百十国 三）年庫 十）債 一）券	（（利 回第二付 百十国 二）年庫 七）債 七）券	（（利 回第二付 百十国 二）年庫 六）債 六）券	（（利 回第二付 百十国 二）年庫 五）債 五）券	（（利 回第二付 百十国 十）年庫 九）債 九）回 回）券	（（利 回第二付 百十国 十）年庫 八）債 八）回 回）券	（（利 回第二付 百十国 十）年庫 一）債 一）回 回）券	（（利 回第二付 百十国 九）年庫 回）債 回）券	名称及び記号
一・七%	一・九%	二・〇%	二・二%	一・八%	二・〇%	二・二%	一・九%	利率（年）
日年平 九成 月四 二十 十三	日年平 三成 月四 二十 十三	日年平 三成 月四 二十 十三	日年平 三成 月四 二十 十三	日年平 六成 月四 二十 十二	日年平 六成 月四 二十 十二	日年平 六成 月四 二十 十一	日年平 三成 月四 二十 十一	償還期限
二十億 円	十五億 円	円二 百五 十億	五十 二億 円	二十 九億 円	十億 円	七十 億 円	百四 十億 円	（発行 額面 金額） 額

（別表）

十八	元利金支	日本銀行
十九	払場所 入札参加	財務大臣から通知を受けた者
二十	払込期日	平成二十五年八月八日

（利付第三十九年国庫債券）	（利付第三十七年国庫債券）	（利付第三十六年国庫債券）	（利付第三十五年国庫債券）	（利付第三十三年国庫債券）	（利付第三十九年国庫債券）	（利付第三十六年国庫債券）	（利付第三十五年国庫債券）	（利付第三十四年国庫債券）	（利付第三十三年国庫債券）	（利付第三十二年国庫債券）	（利付第三十一年国庫債券）	（利付第二十四年国庫債券）	（利付第二十三年国庫債券）
二・三%	二・四%	二・五%	二・五%	二・〇%	一・四%	二・四%	二・二%	二・九%	二・三%	二・四%	一・七%	一・八%	
日年平六成四月二十七	十年平日十成二月十六	日年平九成四月二十六	日年平六成四月二十六	十年平日十成二月十五	十年平日十成二月十四	十年平日十成一月十三	日年平五成四月二十三	十年平日十成一月十二	日年平五成四月二十二	日年平二成四月二十二	十年平日十成二月十四	十年平日十成二月十三	
二十億円	三十億円	七億円	四億円	二十八億円	八十八億円	二十九億円	二十五億円	百三十億円	十五億円	十六億円	二十億円	五十億円	

（利付第三十年国庫七回債券）	（利付第三十年国庫四回債券）	（利付第三十年国庫三回債券）	（利付第三十年国庫二回債券）	（利付第三十年国庫一回債券）	（利付第三十年国庫回債券）	（利付第三十年国庫七回債券）	（利付第三十年国庫五回債券）	（利付第三十年国庫四回債券）	（利付第三十年国庫三回債券）	（利付第三十年国庫二回債券）	（利付第三十年国庫一回債券）
一・九%	二・二%	二・〇%	二・三%	二・二%	二・三%	二・五%	二・三%	二・五%	二・五%	二・五%	二・三%
日年平 九成 月五 二十四	日年平 三成 月五 二十三	日年平 九成 月五 二十二	日年平 三成 月五 二十二	日年平 九成 月五 二十一	日年平 三成 月五 二十一	日年平 九成 月四 二十九	十年平 日十成 月二 二十八	日年平 九成 月四 二十八	日年平 六成 月四 二十八	日年平 三成 月四 二十八	十年平 日十成 月二 二十七
百十九億円	億五 円百 九十八	億四 円百 四十八	百二億 円	十億 円	五十億 円	円百 二十四 億	円二 百十九 億	二百億 円	一億 円	五十億 円	三十億 円